

市民協働条例調査特別委員会

(平成26年 1 月 23 日)

○ 樋口博己委員長

おはようございます。

年が明けまして、本年最初の委員会ということで、本年もどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

長きにわたって議論させていただいておりますので、本年は集大成の年になるかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

三平委員は所用のため、きょうは欠席ということでお聞きをしております。

それでは、部長から一言、本年最初の委員会ですのでよろしくお願ひします。

○ 前田市民文化部長

おはようございます。

新しい年になりまして最初の委員会に出席させていただいております。本年もよろしくお願ひいたします。

市民文化部といたしましても、特別委員会でのいろいろな議論を十分私たちもそれを踏まえて、これからの具体的な我々の取り組みのほうでできるところからどういうふう反映させていただくかということで考えていかないといけないと思っておりますので、積極的に我々も一生懸命やってみりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 樋口博己委員長

それでは、よろしく、ありがとうございます。

それでは、資料等の確認をさせていただきたいんですが、まず、事項書、そして、資料1が先回の11月21日に、大分前になりますが、11月議会前に議論をさせていただいた内容の要約です。資料2は先回、委員会の中で小林委員から資料請求ございました各部局における市民協働を行っている業務ということで、一旦、平成23年度決算ベースのものが出されておりますが、改めて平成24年度の決算ベースの事業の集計の資料について用意をさせていただいております。

あわせて、皆さん、事前にお渡しをしてあるかと思ひますが、逐条解説、これはお持ちでしょうか。お持ちでない方、みえますか、逐条解説。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

ということは、一読いただいていないということですか。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

そういうことですね。わかりました。

事前に配付をさせていただいた資料ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

少し時間がたっておりますので記憶も途絶えたのがあるかと思ひますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、改めて今後の進め方を、以前から申し上げておりますが、確認させていただきたいと思ひます。

きょうと次回、2月6日ですけれども、この逐条解説を議論いただきたいと思ひています。一つずつやっていくという進め方ではなくて、どなたから問題提起をいただいて、いや、もうこれでいいんだという話であればいいんですが、ここはどうかと、議論したいという問題提起をいただいて、そのいただいた項目について議論をしたいと。そして、ある一定の方向性が確認がされたら次のテーマ、条項なりを議論したいと思ひております。そのような進め方を今回と2月6日で進めて、逐条解説の議論を深めていきたいと思ひております。

そして、2月6日が終わりますと2月定例月議会も始まりまして、日程が2月6日以降持ちにくいという状況もありまして、現実的には4月の頭に日程的にはなるかと思ひております。

ですので、きょうと2月6日の議論を踏まえて、改めて今ご議論を踏まえた正副案を改めて4月の前半の特別委員会でご提示させていただいて、そこでそれまでの議論を確認いただくというようなスタイルをとっていきたいと思ひておりますが、そのような形で進め方としてはよろしいでしょうか。

○ 豊田政典委員

これからの議論の話ですけれども、せっかくここまで時間をかけてきたので、逐条解説についても、また、条文の是非についても順番にやるべきだと。そのほうが悔いが残らないのかなと思って。じっくりやりましょうに。

○ 樋口博己委員長

そうすると、1条から順番に確認をしていくというスタイルのほうがいいのではないかとのことですか。

というご意見が出ましたが、どうでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

私もちょっと申しわけない、そのほうが丁寧さがあるのかなという気がして今この資料を読ませていただいておりますが、豊田案に賛成していきたいと思います。

○ 加納康樹委員

最終作業ですのでそれでもいいんですが、あくまで条文に関しては、もうほとんどオーソライズされたという前提で話は進めさせていただいて、どうしてもという点があればその議論もすることもやぶさかではないんですが、原則は、条文は今までのでほぼ固まっている、お示しをいただいた逐条解説について主には議論をしていく、その中で、もし、条文をどうしてもさわらなければならないのであればという範囲で進めるというぐらいの共通認識でお願いしたいと思います。

○ 樋口博己委員長

条文はもう確定したんだという思いはありませんが、きょうと2月6日の2回後はちょっと時間があきますので、ちょっとこの2回は逐条解説に集中して議論をさせていただきたいなと思っています。

その中の進め方の考え方だと思いますので、どうでしょうか。1条ごと順番にやっていったほうがいいのかというようなご意見と、確認をしていくという作業というような手続きがいいんじゃないかというご意見がありますが。

○ 加納康樹委員

さっきの発言と全く一緒なんですけど、豊田さんがおっしゃることにノーというわけじゃないんですが、でも、条文に関してはもう本当に長い間やってきたので、逐条解説を一つ、毎文、1条ごと見ていく中で、その中でやっぱり逐条解説からいくと条文もやっぱりこうじゃないというのがあるのであれば、それはもちろんおっしゃっていただければ結構なんですけど、まず、条文も何も固まっていないんだよという前提というのはもう今までの議論がぶっ飛びそうな気がするので、そのほうが効率的だろうということで、今、委員長がおっしゃったような進め方でぜひお願いしたいと思っています。

○ 豊田政典委員

今までの議論の流れの中で、異論のある条項を取り上げて議論してきて、最後の段階で全体を見渡した作業をしていないので、逐条もつけていただく中で改めて全体を見渡すと。その中で、ここはどうしても、同じですけど、全体像を見た上で条文も考えるというのが僕の流れの解釈なんです。だから、どうしてもここだけというんじゃなくて、改めて全体を見渡したときに全体像がこれでいいのかという意識は持ちながら議論したいなという思いはありますけれども、程度の差かもわからないですけど、各委員の意識の差かもしれないですけど。

○ 樋口博己委員長

わかりました。

そうしましたら、それほど両者の進め方の差異はないのかなと思っておりますので、先ほど申したとおり日程の都合がありますので、本日と2月6日のこの2回で、逐条解説を中心に全体的な議論を重ねた上で、4月の冒頭にそれを踏まえた上での一つの改めての正副案をお示しさせていただきたいということを思っておりますので、そういうような進め方でさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、まず最初に、逐条解説の前文については先回ご議論いただいて、修正は皆さんにご提示させていただいておりますので、ちょっと事務局のほうで可能ですか。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

訂正分のところを。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

そういうことです。じゃ、こっちでやりましょうかね。

そしたら、逐条解説前文についてですけれども、先回……。

済みません、皆さん、逐条解説の前文のところをごらんいただきまして、先般ご議論いただいて修正したところを少し確認させていただきます。

済みません、ちょっと不手際で修正前の資料が皆様のお手元に行っていないので、今回配付させていただいた修正後の資料を見ていただきまして、ちょっと改めて読んでいきますと、解説のほうで、地方分権が進み、地域のことは地域住民が決定し、個性的で豊かな地域社会を築くことが求められています。このような状況下においては、公共的な課題の解決は、市の執行機関が行政サービスの一環として行うものという考え方から、地域住民も公共の担い手の1人としてともに取り組むものであるとの意識の転換が必要です。四日市市は地方自治の本旨に基づく市民自治を実現すべく、四日市市市民自治基本条例（理念条例）を制定し、平成17年9月1日から施行し、市民、市の執行機関、市議会がそれぞれの役割に応じて連携、協働し、まちづくりに取り組んで、以前は取り組んでいるところですよというような表現でしたが、取り組んでいますというようなところを訂正してあります。

続きまして、市内では、以前は716の自治会組織やという表現でしたが、訂正で市内では自治会やというふうに訂正してあります。地区社会福祉協議会、PTA等が、以前はPTA等があり、多くのまちづくりを支えてという文言でしたが、PTA等がまちづくりを支えていますと、以前は支えていただいていますというのを支えていますというふうにかえました。

また、市民活動を行う団体、ここも200を超えというような表現がありましたが、数字を抜きまして行う団体というふうにしました。

団体の地域に根差した活動は、この部分は、地域に根差した市民による活動はとなっていましたが、「市民による」を抜きまして、地域に根差した活動は大きな広がりを見せて

いますと。

あと、市民自治や社会貢献云々と、これ以降は訂正はしておりません。

これが先回議論いただいた中で訂正をさせていただいたところになりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

○ 加納康樹委員

正副のほうでご苦労いただいて、修正を主にしていただいた、ですから、逐条の2段落目、市内ではから以下のところなんですけど、ちょっとこの訂正した分でいきますと、自治会や地区社会福祉協議会、いわゆる地縁団体関係はきちっとわかるんですけど、またから以降が、これだけ読むとNPOさんが読み取れないので、私としては、一気に申し上げますが、市内では、自治会や地区社会福祉協議会、PTA、NPOや市民活動団体等がまちづくりを支えており、市民協働を進める活動は大きな広がりを見せていますぐらいで1文で、一くくりで流してほしいなというのが思いなんですけど。

○ 樋口博己委員長

地縁団体はこれでわかるけれども、NPOというのは読み取りにくいというようなご意見ですね。

この辺はどうでしょうか。

数字を入れるのかという議論の中で、数字は抜いてシンプルにしたほうがいいんじゃないかというような議論がある中で、こういう市民活動を行う団体というような表現になったのかなとは思っていますが、先回の議論で。

○ 加納康樹委員

前回のやつで数字のことも疑問を呈したのは私ですけども、前回のでいくと、716の地縁団体、市民活動団体、NPOが200という、こういうことで二つ読み取れたんですけど、今回のこれでいくと、自治会と地縁団体で、そのまま市民活動を行う団体の地域に根差した活動はというと、これがイコール地縁組織だけにしか読み取れないという見方もできと思うので、だから、もうきちっと自治会で、ここで地区社協という言葉も出しているだけなのであれば、PTAも出てきましたので、PTA、NPO、市民活動団体等と全部横でずらっと並べちゃって、トータルで市民協働を進める活動は大きな広がりを見せて

います。とすると、全部さらっと出てくるのでいいんじゃないのかなというところでご提案したという段階です。

○ 樋口博己委員長

そうすると、716で地縁団体だと、200というのでNPOだという読み取りができたけれども、数字がなくなることによって、地縁団体が市民団体だというふうに読み取ってしまうというようなご意見ですね。

どうでしょうか、この辺に関しては。

○ 豊田政典委員

加納委員が言われたように、NPOを市民活動団体といっちゃうと、第2条のところで市民活動団体に、地縁団体、NPO、ボランティア団体が含まれちゃうので、NPOはいいと思うんですけど、むしろNPOだけか、NPO、ボランティア団体としたほうがええん違う。市民活動団体は広い定義になっているので。

○ 樋口博己委員長

そうしましたら、加納委員、ちょっと改めて今の豊田委員の意見を受けて少し案を言ってください。

○ 加納康樹委員

豊田さんのおっしゃったことを受け入れさせていただいて改めて読み上げると、市内では、自治会や地区社会福祉協議会、PTA、NPOやボランティア団体等がまちづくりを支えており、市民協働を進める活動は大きな広がりを見せています。

○ 樋口博己委員長

PTA、NPO……。

○ 加納康樹委員

つなぎ方はお任せします。

○ 樋口博己委員長

それで、支えており。

○ 加納康樹委員

そこを、はい、または省略。

○ 樋口博己委員長

支えており、市民活動を行うという。

○ 加納康樹委員

あえて、個人的には市民協働をと言いたいんですけども、これも皆さんのご意見で。

○ 樋口博己委員長

この市民活動という文言が市民協働。

○ 加納康樹委員

個人的には市民協働を進める活動はということ、そこら辺根差した云々はずばっと切ったというのが私の案ですけど、もうどちらでもいいです。

○ 樋口博己委員長

自治会や地区社会福祉協議会、PTA、NPOやボランティア団体というような文言を入れて、まちづくりを支えており、市民協働を行う団体の地域に根差したというようなことですかね、流れとしたら。

○ 加納康樹委員

お任せするんですけど、私がとりあえずまとめてきたのは、支えており、市民協働を進める活動はもうそこまで飛んじゃいます、は、大きな広がりを見せています。と用意をしましたが、それはもう皆さんでお話し合いをしていただいて、何とでも結構です。

○ 小林博次委員

関連して、ここの市民活動を行う団体の手前に、加納さんが言うみたいに、少し固有名詞を挙げてもらおうと、NPOだとか、ボランティア、俺これは入れてもらいたいと思うね。その後の書き方が、また、市民活動をと書いてあるんやけど、そういう団体のほかにも市民活動やっておる団体はたくさんあるので、だから、そういう市民活動団体が地域に根差した活動をやっていると、それが広がりを見せていると、そういうことにしてもらおうとありがたいと思うんやわ。例えば、老人会なんかでもまちづくりしっかりやっているし。

○ 樋口博己委員長

そうすると、前半で述べたようなさまざまな団体以外にも、自分たちで自主的にやっている団体もありますよと、そういうところも読み取れるような文言がいいんじゃないかというようなことですかね。

○ 笹岡秀太郎委員

加納さんの案を否定するわけでは全くないんやけど、これは逐条解説やろう。そうすると、前文の3行目以下、4行目の、これまで、いわゆる自治会組織等がまちづくりを進めてきましたというくくりにしてあって、その一方でという流れの中で、新しい市民活動がふえてきたという表現になっておるので、解説も今の表現になってきておるのかなという気がするんやわ。そうすると、加納案でいくと前文も少しいろうていかんと、これまでというやり方よりも、まちづくりは、いわゆる自治会組織等、そして市民活動で行ってきたという前文になってこんと解説が少しバランス悪くなるかなというような気がするんやけど、意見です。

○ 樋口博己委員長

それでは、少しこの辺のところも次回までに少し整理させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

これ以外で、この前文についての逐条解説についてご意見、もしあれば。よろしいです

か。

(なし)

○ 樋口博己委員長

そうしたら、前文に関しては改めてこの部分を少し、正副案として2月6日にご提示をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、逐条解説の第1条からの中身についてのご意見をいただきたいと思います。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

1条ということでも結構ですし。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

そうしましたら、第1条 目的、第2条 定義、第3条 基本理念、第4条 市民の役割、第5条 市民活動団体の役割、第6条 議会の役割、第7条 事業者の役割、第8条 市の役割まで、まずはご意見があればいただければと思いますが。

○ 加納康樹委員

幾つかあるんですけど、どうでしょうか。全部、ざっと言っちゃっていいですか。幾つかあるんですけど、第8条まで。

○ 樋口博己委員長

幾つかありますか。じゃ、どうぞ。

○ 加納康樹委員

まず、第2条の逐条ですけど、まず1行目で、明確な定義が必要なものについて定義を

しています。何かもうちょっといい言葉がないのかな、定義が必要なものについて定義、そういうものなのかなというので、ちょっと済みません、これはちょっと別の言葉が思い浮かばなかったんですけど。

○ 樋口博己委員長

表現ですね。

○ 加納康樹委員

二重な感じがしたというのが一つ。

そして、下のぼつの地縁団体のところ、自治会、町内会等云々とありますけど、四日市のうち町内会という言い方するのかなというのがちょっと疑問なので、どちらかという自治会、この言葉を出すぐらいだったらここは地区社会福祉協議会を入れるぐらいのほう
が並びとしてはいいんじゃないのかなと思ったということ。

そして、ボランティア団体のところですけど、このままでいくと、個人の自発的な意思によりとなっているんですけど、ボランティア団体さんとはいうと、どちらかというところの前に参加する個人の自発的な意思により、原則として無償で社会に貢献すると、参加するぐらいの言葉を個人の前につけたほうがよりニュアンスがよくないのかなというのを思いました。

第2条についてはその3点です。一気にいくならあと三つあるんですけど、どうしましょう。

○ 樋口博己委員長

では、済みません、まず、定義の第2条のところ、最初のこの明確な定義について定義をするというような言い回しは少し考えさせていただきたいと思います。

その各団体の定義のところですけども、この町内会というところはどうですか。確かに町内会という、一般的には町内会と世間では言うんでしょうけど、四日市の場合あんまり言わないと思います。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

一緒の意味合いだと思いますけどね。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

理事者のほうで、この辺の意味合いというのは同じというように捉えていいんですか、自治会と町内会というのは。

○ 前田市民文化部長

四日市で余り町内会という言葉は使われないようですね。自治会ということと同じ意味に捉えておりますけど。

○ 樋口博己委員長

ということですので、町内会という表現は使わないほうがいいですね、四日市市の条例ですので。それから、地区社協というような文言はとありましたが、自治会、地区社協等というような表現にかえさせていただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

ボランティア団体のところで、社会の課題解決のため、参加する個人の自発的な意思によりと、よりわかりやすいのかなという気がしたんですが、こういうことによろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也副委員長

ちょっと、有償ボランティアの捉え方はどういうふうな捉え方をしているか、ちょっとその辺をちょっと交通整理したいなと思うんですけど。

○ 樋口博己委員長

この辺はというふうに位置づけをさせていただきますよう、有償ボランティアというものは。ご意見ございましたら。

○ 芳野正英委員

有償ボランティアという考えも広まっているので、ボランティアがこのままだと、確かにボランティア団体って全部無償でという、全部でもないですけど、となってしまうので、原則として無償でというのはもう消してもいいのかなというふうに思うんですけど。

○ 川村高司委員

ちょっと勉強してきまして、有償ボランティアの定義づけというのはなかなか理解できないところだったんですけども、有償というのは、世間相場で、例えば時間当たりの時給よりもはるかに安価なもので代償として、飲み物とか、本来だと時間給とか日給にすると1万円相当のところを図書券500円を1枚というようなものが有償ボランティアというように解釈をするとわかりやすいと言われて、ああ、なるほどなどは思ったところではあるんですけども、だから、世間相場の対価よりもはるかに著しく安価なものという定義づけが有償ボランティアという理解を私はしていますけど、それをどうここで折り込むかはちょっと、そこまではないんですけど。

○ 山口智也委員

これから有償ボランティアというのは重要なポジションを占めてくる時代に入りますので、有償、無償というのが市内でも出てくると思いますので、芳野委員がおっしゃったように、原則として無償という部分を削除する方向でいいんじゃないでしょうか。

以上です。

○ 川村高司委員

基本概念として、ボランティアというのは無償という、見返りを期待しない自発的な活動という定義づけという認識でいるのは時代おくれなんですかね。

○ 山口智也委員

時代おくれというか、そういう団体が徐々に出てきているというのは現実だと思います

ので、今後の高齢化社会を考えたときに、例えばそういう65歳以上の団塊の世代ですとかそういった方が活躍する場を考えたときに、有償ボランティアという仕組みは非常にこれから出てくるのかなと思います。

○ 川村高司委員

そういうのが社会のトレンドとしてふえてくるということを否定するものではないんですけども、本来、ボランティアは無償でみんなの手弁当でやってやりましょうかという定義づけは、なくすのはちょっと抵抗がありますね。

○ 芳野正英委員

有償、無償というのが、反対給付を求めないというか、そこが有償と無償の違いなのかなと思っていて、例えば、地域全体に及ぼすものは無償でやったりもするんですけど、個別個別でのボランティアというのも出てきていると思うんですよ。例えば、桜地区でも買い物ボランティアをされる場合もあるんですけど、無償であれば、買い物ボランティアに連れていく車代はボランティアだから無償という考えですけど、それではいけないということで反対給付を出す、いわゆる500円とか300円を出すってこれは反対給付だと思うんですけど、してもらうことに対する反対給付という形のお金なんですけど、それが有償というやり方だと思うんですよ。その額が、川村さんがおっしゃるように、世間相場、普通のタクシーを借りるのから比べると著しく安いんですけど、そこは有償は有償だと思うんですよ、反対給付を出していますので。

だから、これからのボランティアというのは、地域全体に対して何かを施すという部分は無償の部分もあるんでしょうけど、個別の契約でのボランティアというのもあって、そこは有償になってくるというのがこれからの流れなのかなと思うと、ボランティアというのは、もちろん多いのはほとんど無償だと思うんですけど、有償という考え方がこれから広がってくるのかなというところと、やっぱりどうしてもまだまだボランティアは無償でやるべきだという考えが多いんですけど、さっきも言ったようにボランティアの捉え方が違ってきているので、ここは誤解ないようにこれは消しておいたほうがいいのかと思うんですよ。地域全体のボランティア活動と個別の人に対して支えるボランティア代はまた違ってくるので。

○ 樋口博己委員長

議論が恐らくかみ合っではおると思うんですけど、表現の仕方の話だと思いますので、削除して全体感を捉えて表現していくのか、それともしっかりと書き込むかという議論かなと思っておるんですけども、その辺はどうでしょうかね。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

個人的に、私は少し書き込んだほうがいいのかという思いは今ご議論を聞きながら感じておるんですけども。

○ 中森慎二委員

もう書き込まずに、原則として無償でというのを省けばいいんじゃないですか。ここで言っているのは、有償か無償かという議論を大上段に構えているわけではなくて、ボランティア団体を大枠に、いろんな有償ボランティアの方々もみえるし、純粋なボランティア、無償報酬の方々もみえる、さまざまな人がいるということはもう認識としては皆様方わかっているわけであって、そういうことでええんじゃないですか。

有償ボランティアとは何かというのをここで定義づけて書かなくてはならないというのであれば別ですけど、大きくくりにしたボランティア団体というものが社会に貢献する行為をする団体という位置づけがわかれば、それでいいのではないのかなと私は思いますけどね。

○ 樋口博己委員長

中森委員からこのようなご意見をいただきましたが。

少し、宿題というか、整理をさせていただきますので。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。じゃ、定義の第2条ということは。

○ 川村高司委員

この定義のNPOのところのノン・プロフィットどうのこうのとの略称のところは、和訳も入れておいていただいたほうが優しいかなということ。

○ 樋口博己委員長

そうですね。わかりました。これは加えさせていただきます。

それでは、加納委員、次の問題提起を。

○ 加納康樹委員

次、問題提起、第6条まで飛ぶんですが、第6条の逐条のところ、ちょうど真ん中の辺になるんですが、この四日市市市民協働促進条例においても同様ということになっているんですが、ここはちょっとぜひ私としてお願いしたいのは、この四日市市市民協働促進条例の制定は、その趣旨を反映するものですが、さらに市議会はということで、まずこの市民協働促進条例というのが自治基本条例の意向を受けて制定されるものであるんだということもきちんとうたい込んでいただいて、だけれども、さらに、市議会はということで以下の文章を続けるというふうな、そんなことでお願いをしたいと思います。

○ 樋口博己委員長

市民協働促進条例を制定する意味をより明確にしたいというような表現ということですか。

○ 加納康樹委員

というのか、ここの解説にあるように、自治基本条例でこううたっていますよと、規定していますよと。まずは、自治基本条例にうたっているもので議会としては、この市民協働促進条例の制定というものは、だから、もう一度読み上げますと、市民協働促進条例の制定はその趣旨を、要するに自治基本条例のことです、その趣旨を反映するものですが、さらに、市議会はということでこの以下の文章を続けていけば、よりこの自治基本条例からのこの条例の流れ、そして、この条例からさらに次に期待するものというところが出てくるのではないかというのが私の意見です。

○ 樋口博己委員長

加納委員の意見に対して、そのような方向性でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

じゃ、少しこれは文章を整理してご提示させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、加納委員。

○ 加納康樹委員

済みません、どんどん行きますが、次、第7条です。

第7条の逐条のところ、ここちょっとわかりやすいようにというのか、僕の個人的な思いもあるんですが、2行目あたりのところになります、1行目から読んでいきますと、1行目の終わり、市民活動が公共の場で果たす役割の重要性を理解するとともに、ここで市民活動を支援するとさらっと言っていますが、ここはあえて市民活動をのところを消していただいて、ともに、事業所の従業員が市民活動に参加しやすくするよう支援するなどしてと、私としてはそういう意味でお願いしたいなというのが思ひです。

事業者さんが市民活動そのものを支援するという、そうなるとう何か市民活動団体に事業者さんが寄附をするみたいなそんなイメージになっちゃうので、私はですよ、それもお願ひしたいんだけど、どちらかというところの意味はというと、事業者の従業員さんが市民活動にどんどん参加できるようにお尻たたいてくださいみたいな、そういうところを私としてイメージしているので、事業所の従業員が市民活動に参加しやすくするよう支援するなどというふうな解説、それがその条文にある理解を深めるとともにその促進というのは、どちらかというところを事業者さんにお願ひしたいなというのが個人的な思ひなので、銭金じゃなくて人が出られるようにしてやってみたいな、そういう意味で逐条のほうではよりわかりやすくそう表現してほしいなというのが私の意見です。

○ 樋口博己委員長

事業所が従業員の方に対して、ボランティアする、市民協働の活動することについてさまざまな支援をしてくださいという意味ですね。活動しやすいようにサポートしてくださいというような趣旨だということですね。

○ 小林博次委員

関連して、特に自治体、平たく言えば市役所や県庁の職員や国の職員は地域のボランティアにあんまり参加していないので、参加するなと過去に指示があったようななかったような記憶をしているんですけど、やっぱりもっと積極的に参加するようなことも指摘する必要があると違うかなということが一つと、それから、もう一つは、事業者がその団体として地域に自分たちの持てる力を使いながら、例えば、医者やったら医者として地域社会にボランティア活動として参加するような、そういうことをすべきではないかと、やりなさいという意向を入れておく必要があると違うかなと思うんですけど、ここは。プロ・ボノ・プブリコ、だから、事業者の社会参加。

○ 加納康樹委員

小林委員おっしゃるとおりでして、ちょっと第8条のほうにもその関連が出てくるんですけども、第8条でここで市の役割ということで出ています。ここでも、具体的に、第7条と同じようなことになるんですが、この文章を生かしながらいくのであれば、あえて下から2行目あたりのところで、行政のところですが、知識、能力の向上を図るとともに、ここに1文加えていただいて、積極的な市民活動への参加を促すなど、その重要性を認識させる必要がありますというふうな、こんなところも当然第8条のところにも私としては求めていきたいなというのが思いです。

○ 山本里香委員

趣旨はよく理解できて、そういう考え方で大事やと思いますけど、質問、例えば、その事業者が職員、労働者がそういうところに参加をすることを促進という中には、ボランティア休暇とか市民活動休暇とか、そういったことまで最終的にはあるといいなとか求めていくとか、そういう設置とかそういうことまでも、ここでは書けませんけど、そういう意味合いですか。つまり、労働時間、そういうことに参加しやすいような土壌づくりという意味の中では、労働環境づくりという。

○ 加納康樹委員

山本委員おっしゃるように、ボランティア休暇の制定とか、そこまで踏み込めりゃ言うことはないんですけどそこまでは言わなくて、これをうたうことによって、せめて過度な時間外労働はさせないでねとか、有給休暇の申し出があったらちゃんととらせようねとか、そんなぐらいの意味をうたい込みたいと、そんな趣旨です。

○ 樋口博己委員長

そうしますと、小林委員、先ほど言われた、国、県、市の職員というところは……。

○ 小林博次委員

第7条、第8条の絡みでの話やけど、入れにくい言葉なんやろうな。第8条は入っているんやけど、市職員はとか書いてあるんやけど、第7条ではうたい込みにくいな。だから、第8条で入っているから、それでというならそれでもいいんやけど。

○ 樋口博己委員長

いわゆる国、県、市の職員も四日市市民、定義するところの市民の中に入るという意味……。

○ 小林博次委員

だから、ここは各工場の、第7条は、事業者が市民活動に参加するよう協力しなさいよと、おまえやってこいよというそういうけつたきせいよと。市のほうも、それ、やらんとあかんよなという感じなんやけど、だから、言葉にするとどうなるのかな、ちょっとわからんけどね。第8条でははっきり出てくるんやけど。

○ 中森慎二委員

第7条で、加納委員おっしゃったところはポイントだと思うんですが、この解説の2行目の、だから事業者の役割として市民活動を支援すると、その事業者が市民活動を支援するのは具体的に何なのかというところが今、加納さんがおっしゃった要素と例えば資金的なものもあるとすれば、逐条解説なので、例えばですけど、市民活動を支援として、後ろ

括弧にして、例えば、従業員の参加しやすい環境づくりやとか資金面の分だとか、何かそういうほうのも一つわかりやすい方法かなとは思いますが、この辺、一遍ちょっといろいろアレンジしてもらって、要は、事業者が市民活動を支援するというのは具体的に何なのかというところが逐条解説でわからなければ意味がないとも思うので、加納さんのおっしゃったことも含めて、少し肉づけをしてもらおうとより逐条解説らしくなるのではないかなというふうに思うのですが。表現は正副のほうでちょっとお任せしますので、何かそんなニュアンスがちょっとあったほうがいいのかなど。

○ 笹岡秀太郎委員

私も全く同じ考え方、第7条はそれでいいんですが、第8条で、先ほど小林委員がおっしゃった、要するに自治体が市民活動、要するに地域のことに余り参画しないほうがいいという何かそういうこともあったやに発言として聞いていたんやけど、本当にそういうことってあったのかどうか。もしあったとするなら、ちょっと教えてほしいんやけどな。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

申しわけありません、私の記憶するところでは、市民活動に出たらあかんというより、今は逆に地区便りをノーツの掲示板に載せて職員には出るように促しているという状況でございまして、過去、そういう出たらあかんというのはちょっと理解はしていないんですが。

○ 笹岡秀太郎委員

それなら、なかったということにしておいたほうがええかわからんな。
理解しました。

(発言する者あり)

○ 笹岡秀太郎委員

あったとか、なかったとか。

○ 樋口博己委員長

四日市はなかったということで、確認をいただいたということで。

○ 笹岡秀太郎委員

問題は、いわゆる自治体がそういうふうに参加していくと、何か問題が出てくるのかどうかということが一つあるのかなという気がするんやけど。その辺はどうなんやろう。考えられることってあるんやろうか。特になければ、問題ないけどね。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

その中身で、権限を持っておる人らが、権限に関するような活動があればの話だと思うんですけど、その場に出て行って、その権限でああやこうやというふうに判断を求められてというようなことになるとなかなか出にくいのかもわかりませんが、一般的に市民の皆さんがやっているところに職員が行って、それで非常に支障があるというのはあんまりないのではないかとということで、市民活動は私どもは特に出ていくように一生懸命、今、啓発をしているところですので、そういうのがあればそういうのは言うてくることもあるのかもわかりません。今の段階ではそういう認識はございませんので、国、県はちょっとなかなかわかりませんが、市の職員については出るように啓発をしているというのは今の現状でございます。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、第8条でいうと、そういうところのうたい込みというか、積極的な参加を、よりよい知識の能力の向上とかそういうのよりも、参画を促していくという表現の解説のほうがいいのかもわからんね。

○ 川村高司委員

性善説的に唱えるならばそれで問題ないと思うんですけど、ネガティブに考えていくと、要は利害関係者、ステークホルダーというか市が補助金を出すとかという対象の団体に、そこにまたいるという、出す側とやる側と、老婆心ですけど。だから、誰もが、そういうのがなければ、補助金というものがなければ、皆さん一市民として参画していただくのを促進することは必要だとは思いますが、その辺はデリケートな部分になってくるのか

こないのか、ちょっと私はわからないですけど。

○ 樋口博己委員長

趣旨としては賛同すべきものだけでも、そういう心配があるというような発言ですね。

この点に関してはどうでしょうか。

理事者のほうで少し、山下次長、一度コメントいただけますか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

確かにおっしゃるように補助金を出している団体に、その構成員に、基本的には、その中で役員とか主要なポストで、その補助金の決定権というか、ある程度企画をしたりとか、重要なポストで入っていて、そこに職員が入っていて、その中で市との交渉といいますか補助金の折衝や交渉をするような立場であると非常にそういった意味では参画をしにくいかわかりませんが、そうではなくて、例えば、一般の自治会の中の組織の中で入っておって、特に例えば集会所を建てるときの補助金の権限で交渉するとかそこまでは及ばんという、ただ単にその総会なんかで可否をオーケーするような立場であれば、そこまでを言うと、もうほとんど職員なんてどこかでその立場で、あと、特に課長職の職員なんていうのはほとんどどこかで絡んでくると、もう地域の市民活動には出るなど、それこそそういう話になりますので、やはりその辺はそれぞれの立場の課長のほう、職員が、ここはやっぱりそれは非常に近いシーンで役員になったりとか、その辺は控えやなあかんとかいうのはもう自己判断をしていって、それは上司との相談の中で決めていくと。それ以外のものについては、やはりもうぜひとも市民の人と一緒に地域活動に、出やすいようにと私どもは思っております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員長

という確認をさせていただいたということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

そしたら、第7条、第8条の書きぶり、少しこれ宿題をいただいたということで、次回提案をさせていただきたいと思います。

続きますして、加納委員。

○ 加納康樹委員

第8条までは、以上です。

○ 樋口博己委員長

他の委員の皆様で問題提起。

○ 笹岡秀太郎委員

ちょっと戻って申しわけないんだけど、第2条の定義の細かい詰めてしたんやったですかね。例えば、市民活動のア、イ、ウあたり、前回示してもらったけど、そこから深くしましたっけ。記憶にないもので、確認だけなんですけど。例えば、市民等とか事業者、市民活動というのを、定義として今順番に出してありますけど、例えば、宗教の教義とか、政治上の主義とか、特定の公職あたりの内容まで、きちっと議論したんでしたっけ。とすると、その覚えがないもので、もしあったとしたらごめんなさい。もう記憶にないだけで。

○ 樋口博己委員長

それ、私、議論させていただいた記憶があるので、議論したと思っていますが。

○ 加納康樹委員

特に、(3)あたりのア、イ、ウのところていくと、議論はほとんどしていないと思います。もうほぼこういうふうなものの条例についてくる定型文みたいな、そんなようなイメージでぼんと提示して、特段の議論は特にア、イ、ウに関してはされていないとは思いますが。

○ 笹岡秀太郎委員

記憶になかったもので確認だけしたんやけれども、今ここで時間がもったいないのでやる必要はないので、一度またしっかりと見ておきますが、また、それで何かあれば次で提

案します。

○ 樋口博己委員長

済みません、私の記憶では、このところは、例えば、私は公明党という政党に所属していますが、公明党という表看板で活動するとまずいよなど。しかしながら、一市民として公明党员、例えば、山口さんと僕が一市民同士で活動するには問題ないだろうなど、公明党グループで活動するのは問題あるよなどという議論はさせていただいた記憶があります。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

という議論もさせていただいた記憶があります。

加納委員言われておるように、一般的な書きぶりですので、この書きぶりに対してどうなのという議論はしておりませんが、少しその議論はさせていただいた記憶があります。

○ 川村高司委員

ちょっと言葉の、(3)のアのところの信者を教化育成という言葉が、前にも言葉としては出されているんですけども、ちょっと一般的になじまんというか、私がちょっと目にするのが、教化育成というのは……。

○ 樋口博己委員長

教化育成。

○ 川村高司委員

この「教化」という言葉自体がちょっと一般的なのかどうかという認識が、私はちょっとなかったの。

○ 樋口博己委員長

「キョウケ」やわね、読み方は。

○ 笹岡秀太郎委員

ちなみに、宗教団体登録のときの内容はこのように表現にしておりますね。例えば、宗教団体笹岡教みたいなものを届けるとすると、宗教の教義を広め及び信者を教化育成することを目的とするというのが一つの宗教団体を立ち上げのときに、それは使っていますね。

○ 樋口博己委員長

そうすると、これは一般的な表現だということ。

○ 笹岡秀太郎委員

一般的というのか、それは、登録するときの表現としてこれを使っているという。

○ 樋口博己委員長

ちょっと確認だけさせていただきます。表現、書きぶりはどうかというところで。笹岡委員、逐条に関してはよろしいですか。

○ 笹岡秀太郎委員

いいんですが、済みません、例えば、ちょっと以前の議論があったのかわからんけど、あるNPOの団体が選挙のときに討論会をしようとか何かそういうのがあって、それでいいのかなという議論があったかなと、たしか市長選挙のときやったと思うんですけど、そういう議論があったのでちょっと念のために確認しただけやけどな。

○ 樋口博己委員長

NPO団体がですね。

○ 笹岡秀太郎委員

だから、市民活動団体でNPOというのが位置づけされておいて、市民活動を行うことを主たる目的とする団体で、市民活動は何かというと、(3)のところで特定の公職を支援しない、推薦したり、またはこれに反対することを目的とする活動と、主に活動をやっているんじゃない団体があったかなというふうに思いがあったので。

○ 樋口博己委員長

あった記憶がありますね、私も。

その辺は、この定義の上では、NPO団体としては……。

○ 笹岡秀太郎委員

要するに市民活動として認めませんよというふうに理解すればええわけやね、そうすると。

○ 樋口博己委員長

そうですね。

○ 笹岡秀太郎委員

そういうことやね。

○ 樋口博己委員長

それでは、芳野委員。

○ 芳野正英委員

第8条の逐条解説の前段なんですけれども、市は次条以下に規定する市民活動の云々の部分ですけど、実はこれ、次のページの第9条の逐条解説の2行目からほぼ中身がかぶってくるのかなというところがありまして、むしろ、ここは市の役割として、なぜ市が市民協働でどういう役割をすべきかというところをここで書いたほうがいいのかというふうに思うので、ここは全部削除して、市の役割、市民協働における市の役割というのは何なのかというのを書いたほうがいいのかと思うんですよ。

それは何かというと、この条例の上位条例である市民自治基本条例のところには、市が行うのは市民参加状況に関する満足度を高めるためですとか、あとは、市民参加を進めるためにというような部分が出てくるので、そのためにこの市の役割があるんだということを書かれたほうがいいのかという気がするんですよ。それに基づいて、まず第9条で総則的に市の施策を述べて、それ以降、各市の施策が続くのかなという整理はどうかなと思っているんです。

ちょっと、その文章的な部分はまだちょっと私もそんなに書けてはいないんですが、同じ文言が第8条と第9条でかぶってしまうので、第8条の前段は、そういう市の役割がなぜここで出てくるのかという規定を書いたらどうかなと思うんです。

○ 豊田政典委員

同じような趣旨で、8条2項については、市職員の役割というか市職員がこういう意識を持たないとなかなか進まないよというようなことを1行目に書いたほうがいいんじゃないかな。市民活動の役割じゃなくて、市職員に対する研修、啓発が大事だということを解説したほうがええんじゃないかなと思いますけどね。1項は市の役割、2項は職員の役割、責任みたいな、そういう文章、論調にしたほうがいいと思うんですけどね。

○ 樋口博己委員長

ちょっとこれは少し根本的な書き方の出発点が違うというご指摘だと思いますので、ちょっとお二人の意見を踏まえて書き直したいと、作り直したいと思いますが、よろしいですかね。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

この部分の、今の修正の方向性についてはよろしいですかね。芳野委員から提案があった書きぶりにかえるということ。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

そしたら、後ほど、芳野委員から提案いただくということをお願いしたいと思います。

それでは、1時間たちましたので、ここで一旦休憩を入れたいと思いますので、よろしくをお願いします。10分再開をお願いします。

11:01 休憩

○ 樋口博己委員長

それでは、時間となりましたので、再開をしたいと思います。

今から12時をめぐりに、45分ほど議論をお願いしたいと思います。

○ 伊藤嗣也副委員長

ちょっと確認したいんですが、済みません、定義の第2条、(4)の市民活動団体、地縁団体とありますが、(3)のウの2行目、3行目に候補者とか、もしくは公職にある者の推薦ができないというふうな捉え方、つまり、自治会がこのような対象者に対して推薦ができないというふうな捉え方になるんですか、それとも、全く意味が違うんでしょうか。

○ 芳野正英委員

自治会もいろんな団体なのでいろんな活動をするんですけど、例えばそういう政党を推薦したり支持する活動は市民活動じゃないということを言っているんですよ。その団体がそれができないどころじゃなくて、いろんなやっている活動が市民活動なのかどうかということだと思えるんですよ、ここでいう定義は。だから、自治会として、自分たちの判断で候補者を推薦しますけど……。

(発言する者あり)

○ 芳野正英委員

それも、そうやね。そこでやっている自治会のその活動自体が市民活動ではないということですよ。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也副委員長

済みません。

○ 樋口博己委員長

という整理でよろしいですかね。

○ 伊藤嗣也副委員長

特段問題がなければ、ちょっと私が深く読み取ってしまったかもわからないんですが、ちょっと確認をしたかったもので、済みませんでした。

○ 樋口博己委員長

どういうものが市民活動かという定義をしているものだから、政党支援は市民活動じゃないよということをうたっているという意味ですかね。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

○ 樋口博己委員長

もちろん、市から補助金をもらって政党支持の活動はしたらだめよと、市民活動じゃないからだめよということですよ。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

他の委員の皆様、どうですか。第8条までを議論させていただいていますが。

○ 豊田政典委員

前にも提起はしたんですけど、条文のほうですけど、第4条から第8条までの語尾が、努めるものとする。なければならない。なければならない。ものとする。なければならない。ばらばらになっていて、それにそれぞれ意味があるのならいいし、皆さんがよければいいんですけど、それはどうなのかなという問いかけです。

○ 樋口博己委員長

これに関して、芳野委員。

○ 芳野正英委員

これ、法律条文なんかでも、努めなければならないと、努めるものとする、やっぱり程度の差があると思うんですよ。努めなければならないのほうがより強力な努力義務を課しておるといふふうに考えると、市民全般ですとか事業者に対してもそれほど強い努力義務を課せられないということで、努めるものとするといふふうになっているのかなといふふうに僕は思っていたんですけど、だから、その点である程度、ここはそろえるよりは、こうやって分けておいたほうがいいのかと思うんですけど。

○ 樋口博己委員長

議会としては、今、議会提案でやろうとしているので、自分たちに対して努めなければならないという強い書きぶり、けども、市民に対しては、ものとするという少しソフトな書きぶりというようなことですね。

豊田委員、どうですか。

○ 豊田政典委員

なるほどなと思いながら、そうすると、ものとする。やわらかいほうは市民と事業者、きついほうは市民活動団体、議会、市になっていません。よいのか。よいのですか。市民活動団体にきつくいうというのも、主役やでな。

○ 樋口博己委員長

補助金を出すというのもありますものね、受けるほうですからね。

○ 芳野正英委員

市民活動団体の役割は、市民等に理解されることに努力を課されておるわけですから、市民に理解されるようにはやはりしないと、市民協働の理念にそぐわないのかなと思うので、補助金を受けるといふ点とそういう点で、ちょっとやっぱりハードルを上げたほうが

いいのかなというふうに思います。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

他に、第8条までで問題提起ございましたら。

(なし)

○ 樋口博己委員長

それでは、本丸に突入しようと思いますが、第9条、10条、11条あたり、この3条ぐらいで、ちょっと第12条は市民協働促進委員会になりますので、このあたりでご意見いただければ。第15条に関連するかもわからないんですが。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

それでも結構です。

○ 豊田政典委員

全部、絡んでくると思うので、3点ぐらい、やっぱりもう少し議論してほしいというのがありまして、一つは財政的支援の内容、それから、活動拠点の話、それから、促進委員会の話ね。

まず、割とわかりやすい促進委員会の話になっちゃうと12条まで行っちゃうんですけど、いいですか。

○ 樋口博己委員長

どうぞ。

○ 豊田政典委員

今までの議論、第11条の一番下に促進委員会が出てくるんですよ。促進委員会の役割と

いうのをもう一回確認しておきたいなと思って、計画の策定の際に意見を聞くというのは第11条にありますよね。第12条でさらに計画の検証というのが出てくる。それから、それ以外、市民協働促進の重要事項に関することについて、諮問に対して答申をする。第12条第3項では、諮問関係なしに意見を述べるができるというようなことが書いてある。これを全部促進委員会でいいんだろうかという議論はあったと思うんですけど、改めてみんなで考えたいなと思って、計画つくる、実際に計画どおりいっているか検証する、それから、もっと全般的な、大局的に意見をすることです。だから、例えば、計画策定委員会と検証委員会と別のほうがいいんじゃないかという議論があったと思うんですよ。そこは、どうなのかなというのがね。

○ 樋口博己委員長

豊田委員から問題提起がございましたが、この辺はどうでしょうかね。計画をつくる団体とチェックするところが一緒に、検証でいいのかというような。

○ 芳野正英委員

今ちょっと僕も議論を思い出しているんですけど、僕の整理では、計画つくるのは市長で、もちろん意見は委員会のほうから出されますけど、市長がつくって、それに対する検証を委員会が行うというふうな認識でいたんですけど、前のときの議論、ちょっと今探しますけど、多分そういう整理になったんじゃないかなというふうに思っているんですけど。

○ 樋口博己委員長

確かに、この第11条では主語は市長はというふうになっています、市長がつくと。自身はこの委員会で議論されるのかもわからないが、市長が最終決断をされるというような、読み取れるところもあります。

○ 豊田政典委員

だから、今の第11条の逐条解説、一番下の段落では意見を聞くんですけど、それがいいのかどうかという意思統一があったほうがいいのかと思います。

○ 樋口博己委員長

意見を聞く必要があると、この必要があるのかどうということですかね。

○ 豊田政典委員

だから、計画策定段階は別の会議体であったり、広く市民に聞いたりするという方法もあると思うんですよ。それが、同じメンバーの意見を聞きながら計画つくって、検証もするし、それ以外のことも言う。何か、余り大きいというか、役割が大き過ぎるような気もするし、逆に計画をよく理解しているので検証もしやすいというメリットもあると思うんですけど。その辺がどうなのかな。

○ 樋口博己委員長

この辺についてはどうですか。ご意見、どうでしょうか、委員の皆様。

○ 加納康樹委員

先ほど芳野委員のほうからも発言がありましたし、豊田さんも半々のところのご発言がありましたが、私としては第11条、第12条の流れはこの逐条解説の流れで特段問題はないというふうに思っています。

○ 豊田政典委員

例えば、第11条のほうの策定については、あえて市民協働促進委員会と出さずにもっと広く捉えておいて、条文のほうにないんですからあえて書かずに、いろんなというのは変かな、もう少し広くしておいて、第12条はまあこれでええのか。というふうにしたら、先送りかもしれないですけどとも思ったりね。

○ 樋口博己委員長

最後の2行があえて書いてあるけれども、必要ないんじゃないかというような趣旨ですかね。

○ 豊田政典委員

そうですね。

○ 樋口博己委員長

この辺どうですか。最後の2行が、条例本文からはこの部分が読み取れないけれども、今の議論の中でこういう表現をさせていただいたというところもあるんですが。

○ 小林博次委員

あえて求めるんやったら、下から2行は必要がないので削除したらいいと思うわな。

○ 加納康樹委員

逐条を整理していくに当たってそれで折り合いがつくのであれば、下の2行のところが特段こだわるものではないので、それで追いやって次の作業に進めるならさっと思いきましよう。

○ 樋口博己委員長

そうしたら、この最後2行を省きまして、豊田委員のおっしゃったこの促進委員会に固定化するんじゃなくて広く意見をとるようなニュアンスにしたらどうかということで、削除をさせていただきたいと思います。

その上で、よろしいですか、豊田委員、第12条との流れの中で。

○ 豊田政典委員

それでもうオーケーです。

○ 小林博次委員

余り難しくしてしまうと、市民運動そのものがやりにくくなる。

○ 樋口博己委員長

余り細かくすると市民運動がやりにくくなるというようなご意見ですね。ありがとうございます。

豊田委員、よろしいですか、この第11条、12条の流れ。ありがとうございます。

そうすると、拠点ですが、拠点についてももう少しご意見いただけますか、豊田委員。

○ 豊田政典委員

拠点の議論というのは、この委員会の中で、個別の団体の拠点についての提供だったり支援をするのか、あるいは、今、なやプラザがあるように、ああいうイメージなのかという議論があったと思うんです。そこをはっきりさせたほうがいいのかなどという思いから、例えば、第9条の解説を読むと、条文もそうですけど、個別の団体の拠点となる場所の提供じゃないかと突っ込まれそうな気が、そういう場面が何となく想定できるんですけど、それでいいのかということですね。

当然、絡んでくるのは第14条。第14条の解説を読むと、コピー機どうのこうのというのは要らんと後で言おうと思っていたんですけど、このなやプラザとあえて出ていることを見ると、個別じゃない、団体の連携組織みたいなイメージですよ、なやプラザ的な。だから、どっちなんだ、両方なのか片方なのかという考え方は合わせておいたほうがいいのかという。僕は個別は要らないと思っていますけど。

○ 樋口博己委員長

この辺の議論は少しあったのかなと思います。

○ 加納康樹委員

逐条の書き方次第だと思うんですが、私も別に個別のというところまでは求める必要もないのかなと思ってしまして、よりなやプラザ的なところが整備できるということでイコール、それが間接的に個別がそこに入っていけばいいだけの話、個別が会議体で使えるようなところがより広く市が提供することができればいいということですので、豊田委員がおっしゃるような疑念が発生しないような書きぶりをしていただければいいのかなとは思っています。

○ 芳野正英委員

ちょっと今までの流れとはちょっと違って、なやプラザはもちろんそうなんですけど、地区市民センターも、例えば、自治会の皆さんは会議に使うときこれは無料で、多分だと思っんですけど、僕が知っておる限りでは無料で今借りていますよね。これも一つの市民活動に対する財政的支援だと思っているんですけど、僕は。

という部分もあって、ここは、なやプラザ以外に、地区市民センターも僕は入れたほうがよかったのかなと思って言っていたんですよ。逆に言うと、なやプラザ1箇所が市民活動の施設だと考えるといろんな誤解もあるのかなと思っていて、地縁団体に対する支援としてやはり地区市民センターを解放しているので、そこはなどとというふうに、市民活動なやプラザや各地区市民センターなどがありますがというほうがいいのかと僕は思っていたんですが、その辺、また皆さんの意見で。

○ 樋口博己委員長

芳野委員、この議論の中でそういう発言をされたのを私も記憶しています。

書きぶりがどうかという話だと思うんですけど、地区市民センターと言った瞬間に、地域で活動するNPO団体は市民センターを利用できるのかなというようなところもあるのかなと思ってその議論をお聞きしておったんですが、書きぶりやと思うんですが、他の委員の皆様でご意見ございましたら。

○ 小林博次委員

関連して、今の使われ方では、市民センター、なかなか拠点にはなり得ていないと思うよ。だけど、無数の市民活動を提起して、ボランティア活動をつくり出して、横のきずな、地域社会のきずなをつくっていかないとなかなか生きにくい社会に入っていくわけやから、だから、ここから先を規定するのなら、芳野委員が言われるみたいに地区市民センターも大事な拠点として対応していく、そんなことが大事かなとそう思います。

ただ、ここで公共施設とか遊休化する既存公共施設の有効活用を検討と書いてあるんやけど、学校跡は皆ほったらかしていくんやけれども、水沢なんかはイノシシの巣になっておるとお叱りを受けたんやわな。だから、そういうものは入り口からもうそれを売って、きちっとするという事のほうが良いと思うんやわな。これは、地域によって全然土地もないわというところやと、例えば高齢者施設をそこにつくったりということが出てくるので、だから、必ずしも市民活動であいてきた公共施設を横貸しせよというのは、ここにうたう必要があるのかなと。むしろ、別の使い方のほうが良いのと違うかなという気がせんでもないんやけど。別にあってもいいんやけどね、この言葉が。

○ 樋口博己委員長

可能性を示唆した部分でしょうけど、少し誤解も招く読み方もできるかなと私も思っています。

○ 豊田政典委員

現状の確認なんですけど、市民センターの部屋を自治会が借りると無償ですよ。そうじゃなくて、ここの条例がカバーしようとしているNPOであったりボランティア活動が借りる場合はどうなのか、有償やと思うんですけど、それから、なやプラザは自治会でも利用できるのかどうかとか、その辺ちょっと教えてください。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

今、地区市民センターで自治会が活動するという場合は無償になっております。NPOさんについては、例えば、それが市との協働事業とか委託事業なんかで、そういった場合は無償ですが、一般的な活動である、自分たちの活動であると今は有償になっているというふうに思っています。あと、なやプラザについては、別にNPOということに限っていませんので、自治会も使えるという形になっているということです。

○ 豊田政典委員

なやプラザはそれでいいですけど、それが自治会とか地縁団体にどこまで浸透しているかというのは別にして、それは問題あると思うんですけど、市民センターの利用料について、一定の基準は要るんでしょうけれども、内容の、今、自治会はただやけど、そうじゃないのは有料だというのはわかりやすい認識だと思うんですよ。それを整理していく必要があるのかなというのを感じますね。

○ 樋口博己委員長

ある意味、館長の判断というところもありますよね。

○ 豊田政典委員

現在、内容によって。

○ 樋口博己委員長

ええ。

○ 豊田政典委員

どうなんやろう。

だから、例えば、第14条で市がこれから充実を図るものとする、さっき可能性の話だった委員長が言われたように、市民センターについてもより利用しやすいように変えていくという意味合いを含めた解説にするのかどうかですよね。

○ 樋口博己委員長

この辺はどうでしょうか。芳野委員からは、そういう問題提起、市民センターもということ提起されておるんですが、これがここで合意できればそういう書きぶりもしていけばいいのかなと思っていますが。

少し宿題で書き込むということを、次回、提案させていただきませんか。ちょっと書きぶりは少し検討が必要かと思っていますが。

○ 豊田政典委員

易しいやつに。

○ 樋口博己委員長

宿題をもらう会議ですので、ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

最初に言ったように、今の第9条の解説では個別にも誤解されかねないので、個別は入れないよというのが合意できれば、誤解のないような書きぶりにかえてほしいのと、第14条のコピー機、印刷機というのは余りにも突出して限定的なので、もうちょっと。

○ 樋口博己委員長

文言、ここまで具体的に要らんよということですね。

これは削除で確認できると思います。

そうしましたら、第9条のところの個別までということは表現されていないということ

でよろしいでしょうか。活動拠点の提供について、個別の団体に対しても拠点を提供しますよという趣旨ではなくて、基本的にはなやプラザを中心に、地区市民センターを含めていただけどもという意味合いでよろしいでしょうか。

○ 中森慎二委員

各個別のが必ずしも対応できるというものではないと思うんですが、できるものならしてもらってもええ話で、それを阻害する必要はないんじゃないかという、その表現は何かうまくしてもらえるといいかなと。例えば、遊休施設が、小林委員おっしゃったようなことも含めていろいろありますけれども、本当に遊休になっていて、うまく地域性の課題を解決するために使ってもらうことは誰が見てもそうだなと思うもの、それをだめだと排除することはないわけであって、そういうところのちょっとニュアンスが含まれていただけるようなものにしていただければいいんじゃないかなと思うんですが。

必ずしも、個別の対応は難しいと。しかし、使えるものについては使ってもらってもいいと思うし、いろいろ協議する必要はあると思うけれども、閉ざしてしまうことはないんじゃないのかなという。

○ 樋口博己委員長

という提案がありました。

○ 豊田政典委員

さっきも市民センターの部屋を借りる場合の話があって、例えば、個別対応もあるかと思うんですよ。それは、いいと思うんですけど、ここに書いてあるやないかと、うちの団体の拠点がなくて建設費補助くれとかいうところまでは、恐らく皆さん必要ないと思うんですけど、だとすれば、そういう誤解を受けないような表現というようなことを考えて、そうしたら、自治会の集会所の補助金あるやないかというような話ですよ。そういうのはどうなのかなと思ったりしてね。

ちょっと迷宮に、自分だけ迷い込んできたんですけど。

○ 中森慎二委員

結局、ケース・バイ・ケースの話じゃない。例えば、伊坂ダムのあの喫茶店、公有財産

を購入してまで提供している場合もあるわけじゃないですか。だから、それは別に条例がなくてもなるものはなっている実績もあるわけで、だから、それはいろいろ解釈はあるけれども、逐条解説の中で、必ずしも対応はできないということのニュアンスと、使えるものは使ったらいいんじゃないかというところが併記してもらってあれば、そういうところじゃないんですか。

○ 小林博次委員

中森委員の考え方に賛成なんやけど、例えば、地域的に一番外れにある水沢の市民センターなんかやと、あの辺で活動する人は場所はほとんどないと思うんやわな。だから、センターを小さいサークルであっても使うということを可能な限り認めるべきやと思うな。ここら辺でも同じなんやわな。中部地区市民センターというけど、駐車場あらへんやないの。だから、実際には使えてないわけや。なやプラザというとな金が要るしなと、困っているのが実情なんやわね。だから、これは困ったほうの実例やけど、本当に個人的なあれでも可能な限り参加してもらってまちづくりに協力してもらおう、こんなことが要るん違うかなと思うね。

○ 樋口博己委員長

ちょっと今ご意見いただく中で、ほぼ合意できていると思っておりますので、ちょっと宿題として賜りたいと思いますので。

○ 小林博次委員

楽なほうの宿題やわな。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

豊田委員、拠点について、よろしいですか。

○ 豊田政典委員

はい。

○ 樋口博己委員長

そうしましたら、財政のほうで、お願いします。

○ 豊田政典委員

財政に関係あるのは第9条のところ、解説の資金面での援助と出てきますよね。それから、直接は第15条で、こういう条文と解説なんですけど、だから、わかりやすく言えば、基金が必要なかどうか、それから、補助金がどういう場合に出されるであるとか、誰が審査するであるとか、いろいろ議論もあったんですけど、条例なので行政にあとは任せようという話もあった。そうしたら、今、行政はこの条例がこのままとして、どんな考えでいるのかというのは確認しておいたほうがいいと思うし、あと、解説の文言で言えば、第15条ですけど、2行目の最後のほう、公共的課題を解決するために行う活動について補助金や資金援助とありますけど、ここの意味合い、公共的課題の解決というのがどんなレベルなのかな、ちょっとわかりにくいなとか。

いずれにしろ、どういう場合に金を出すかということですね。これはもう、やっぱりこの委員会の委員同士の中でも完全合意できないまま最終局面に来たかなというところなので、合意できる範囲で合意したいなと思いつつ、もうできないと思うと言って早退した人もいるし、最後にはっきりさせたいと。

○ 樋口博己委員長

わかりました。

ちょっと時間も押しておりますけれども、小林委員から請求のありました資料2の少し説明をいただいて、あわせて、実は、中森委員から委員会終了後ですが、他の同格市でどのような具体的な財政支援をしているのかというような資料を一覧でつくれないかというようなお話がありまして、できましたら、資料は用意しているということなので、その資料も提出いただいて、説明は本日お聞きをして、次回、具体的な議論をさせていただければと思っておりますが、まず、資料提出に関してはよろしいでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

協働委託の視点での考え方が行政側にあったと思うんですけど、この辺は議論されていないと思うんですよ。協働委託がどういう影響してくるかということを確認したいので、資

料として、今の考え方、その辺ちょっと示していただけたら。

○ 樋口博己委員長

次回、2月6日に、資料は準備できますか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

はい。

○ 樋口博己委員長

じゃ、お願いします。

そうしましたら、まず、資料2の説明と、中森委員から要請ありました資料について配付いただいて説明をお聞きするということができようの議論はおさめていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

配らせていただきます。

○ 樋口博己委員長

お願いします。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

この配付時間に、その他はある予定でということによろしいですか。

そうしましたら、資料2から説明をいただけますか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

お手元にお配りをさせていただきました資料2でございますが、これは、昨年の25年の8月にも配付をさせていただいた、そのときには23年度の決算ベースで市のほうの委託金とか補助金がどのように出されているかということの資料を出させていただきましたが、

今回、24年度の決算ベースで出させていただきます。

その中で、大きく、1枚目を見ていただきますと、違うところが、地縁団体等に対する補助金が大体4000万円ぐらい24年度はふえております。これについては、大きくは学童保育所の補助金が3500万円ぐらいふえるとか、あと、自主防災組織の補助金が200万円ぐらいふえたというところが一番大きくふえているところでございます。

それと、2番目のNPO等に対する補助金につきましては基本的にはそんなに変わりはなく、23年度も24年度も同じような形で推移をしております。

それと、最後でございますが、協議会等の補助金につきましては、特に農林関係の団体に対する補助金が協議会の負担金等々のものがふえたということで、24年度はふえているというような状況になっております。

あと、詳細につきましては、ごらんをいただければなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○ 樋口博己委員長

それでは、本日、今提出いただきました資料についての説明をお願いします。

○ 稲垣市民文化部政策推進監

政策推進監の稲垣です。

A3の資料のほうをごらんいただきたいと思います。

他市の財政支援制度ということで、近隣の人口ができれば同格都市ということで、30万弱から40万強の間の人口の都市のほうで調べさせていただきました。

千葉県の柏市から、4ページ、高知県の高知市の例を挙げさせていただきます。

条例名と、それから、その条例に財政支援の規定のあるものということで上のほうに挙げさせていただきます。あと、中ほどに基金があるかどうか、ある場合にはあり、ない場合にはバーを入れさせていただきます。それから、財政支援制度の個別の名称を挙げさせていただきます。その名称に対する対象の団体、活動を挙げさせていただきます。あと、その下に上限額、それから、実際にその提案の公募のあった場合の選考方法、書類審査なり公開プレゼンテーションなりを挙げさせていただきます。

内容につきましては、この資料のほうをごらんいただきたいと思いますのですが、例えば、千葉県の柏市の例でいきますと、設立から5年未満の団体あるいは促進基金がございまして、その基金に登録して、応援を希望する寄附があった場合への公益活動を対象にしたりと、こういったものが上がっております。

中身、詳細につきましては、またごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。

○ 樋口博己委員長

説明は以上ですけれども、もし、余り時間ないんですが、ちょっとここだけ確認というご質問がございましたら。

○ 芳野正英委員

次回だと思うんですけど、財政的支援の議論、僕が前から思っていた問題意識として、この財政的支援の場合、どうしてもこういう補助事業とかの部分ばかり、あと基金設立とか、川村さんも懸念しているのはそういう部分の議論が多いんですけど、さっきも言ったように、市民センターを無償で貸してもらえるとというのもこの財政支援だと思うので、本来、財政支援というのはもう少し大きな枠で考えたらいいのかなというふうに思っています。だから、最近思ったんですけど、この条文も基金等を整備しと書いてあるんですけど、これだと、基金整備とか、要は活動資金を出すことだけが財政支援みたいになっていますけど、そうじゃなくて、基金制度を整備するなどというふうにして、ほかにも財政支援があるんだよということを、条文とか逐条解説にも書いたほうがええのかなというふうには思っているんです。こういう点もまた次回、視点として議論していただければなというふうに思います。

○ 樋口博己委員長

では、次回、そういう視点も踏まえて議論を進めたいと思います。

○ 中森慎二委員

A3の資料のほうなんですけど、基金の有無はありなしでわかるんですけど、ありのところは、これらの支援資金は基金で全部賄っているか、あるいは一般財源の持ち出しも含めて

いるのかというあたりは何かわかります。わからなかったら次回でもいいので、また教えてください。

○ 稲垣市民文化部政策推進監

そのあたり、確認をして、次回また資料をご提示させていただきたいと思います。

○ 中森慎二委員

関連して、芳野さんおっしゃった部分も、次回の検討に含める意味で、ここの調査いただいたところが、資金以外の場所の無償提供だとか、援助というもののフレームがお金だけなのかほかのものもあるのかというのをちょっとあわせて聞いていただくと、より議論がしやすいのかなというふうに思うので、お願いします。

○ 稲垣市民文化部政策推進監

あわせて、報告させていただきたいと思います。

○ 樋口博己委員長

じゃ、この資料についての確認等は、これで終結したいと思います。

どうぞ、その他で。

○ 小林博次委員

地域マネージャーの問題で、こういう新しい制度でこれからやろうかというあたりでは、2回見直しをしていただいて、何か自治会とかその地域の市民活動とか、無関係に問題提起されてくるので、場合によっては小使いさんみたいに使われておったりするので、若干まずいかなというふうに思っているわけね。だから、この条例を制定することとあわせて、そのあたりの見直しもできないのかなと、それだけ。

○ 樋口博己委員長

地域マネージャーに関してはどうさせてもらいましょう。

大きなテーマでは含まれるのかなと思いますが、個別のテーマになってくるかと思いますが、どのように扱わせていただきましょう。

○ 小林博次委員

だから、従来型の運動が減る可能性もあるので、関連することはやっぱりこれを契機に見直していただくということが大事かなと思っているんやけど。

○ 中森慎二委員

非常に重要なことかなというふうに思うんですが、条例の策定が第一義でここにちょっとありますので、この整理をした後で、ちょっと理事者をお願いしたいのは、地域マネージャーがこれらの市民協働団体、市民活動団体とどう連携をしている実績があるのか、そこらあたりのところ、僕も余り実態をわかっていないところがあるんですよね。その辺を踏まえて、この条例化に合わせて見直しが必要であるとすれば、ちょっと意見交換を少しして、委員長報告のところで少し触れてもらうとか、そういうような整理をしていただいたらどうでしょうかね。

○ 樋口博己委員長

そうしましたら、条例制定後の少し議論の場をつくるということできたいと思います。それでは、その他でほかにはよろしいですか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

では、本日はさまざまな宿題をいただいておりますので、2月6日にその宿題の答えを案としてお示しさせていただきたいと思います。

それで、次回が2月6日、木曜日10時からとなっておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。冒頭、申しましたとおり、2月6日の次は4月初旬になるかと思ひますので少し、日程等は2月6日の時点でご相談をしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後に皆さんのほうで何かもしあれば。よろしいですか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

それでは、きょうはこれで市民協働条例調査特別委員会を終了したいと思います。
委員の皆様、理事者の皆様、ありがとうございました。お疲れ様でした。

11 : 55 閉議